

「長期生活支援資金」による高齢者の方への生活資金の貸付が始まります。

不動産を担保に
生活資金を
お貸しします。



「長期生活支援資金」は、居住用不動産をお持ちで、将来もそこに住み続けたい高齢者の方に、その不動産を担保にして生活資金をお貸しする制度です。

貸付対象

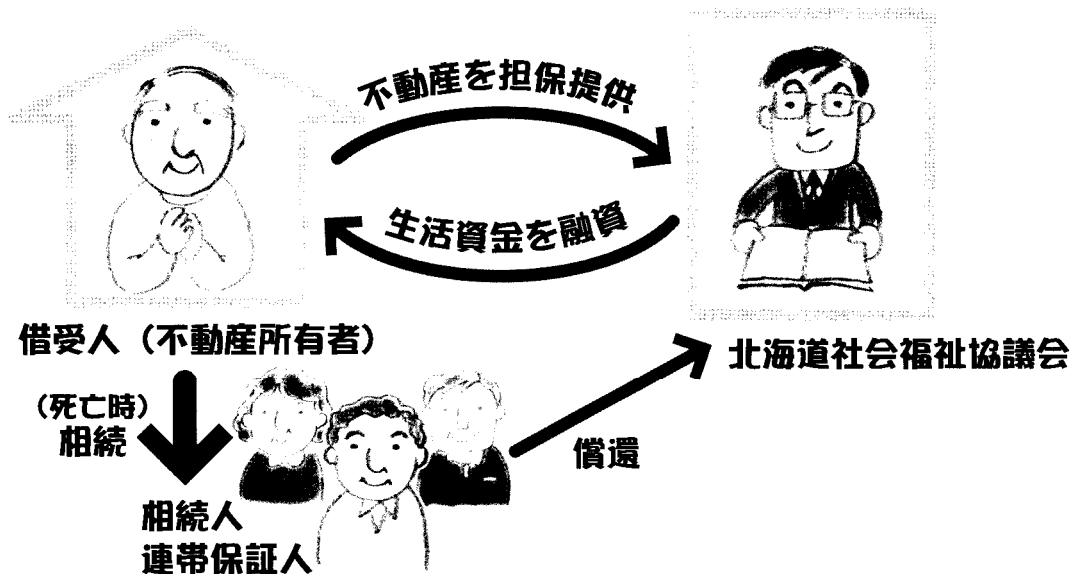
次の要件の全てに該当する場合に貸付が受けられます。

- ①借入申込者の居住している不動産が、借入申込者の単独所有、または同居の配偶者との共有であること。（共有の場合、配偶者は連帯借入申込者となります）
またその不動産に今後も居住する意志のあること。
※建物のみ所有（土地は借地）の場合や、マンションについては、貸付対象となりません。
- ②借入申込者の居住している不動産に担保権（抵当権・利用権等）が設定されていないこと。また、土地の評価額が一定の基準額を越えること。
（土地の評価は北海道社会福祉協議会の委嘱する不動産鑑定士が行います）
- ③原則として65歳以上の世帯で、借入申込者に配偶者と親（配偶者の親を含む）以外の同居人がいないこと。
- ④借入申込者の世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。
（市町村民税のうち、均等割のみ課税されている場合も貸付対象となります）

貸付の仕組み

借受人と北海道社会福祉協議会との貸付契約

- ◆不動産を担保として、北海道社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
★担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」及び「所有権移転請求権保全のための仮登記」を行います。
- ◆借受人（不動産所有者）の推定相続人のうち一人を連帯保証人に設定します。
- ◆借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人または連帯保証人が貸付金及び利子を償還します。
★償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。



貸付内容

- ◆貸付月額：30万円以内。
- ◆貸付限度額：土地評価額の70%まで。
- ◆貸付金の利率：年3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのうちいずれか低い方で、毎年4月1日に北海道社会福祉協議会会長が定めます。
- ◆貸付期間：貸付元利金が貸付限度額に達するまで。
★貸付元利金が貸付限度額に達した場合は、生活資金の貸付は停止されますが、その後契約の終了まで担保不動産に居住し続けることができます。
- ◆契約の終了：借受人の死亡したとき。
★借受人が死亡した後も、同居していた配偶者が同不動産への居住を希望する時は、配偶者は貸付契約の承継を申し出ることができます。

お問い合わせ先

お住まいの市町村の社会福祉協議会
または北海道社会福祉協議会

☎011-241-3976

要保護世帯向け 長期生活支援資金

～ 貸付のご案内 ～

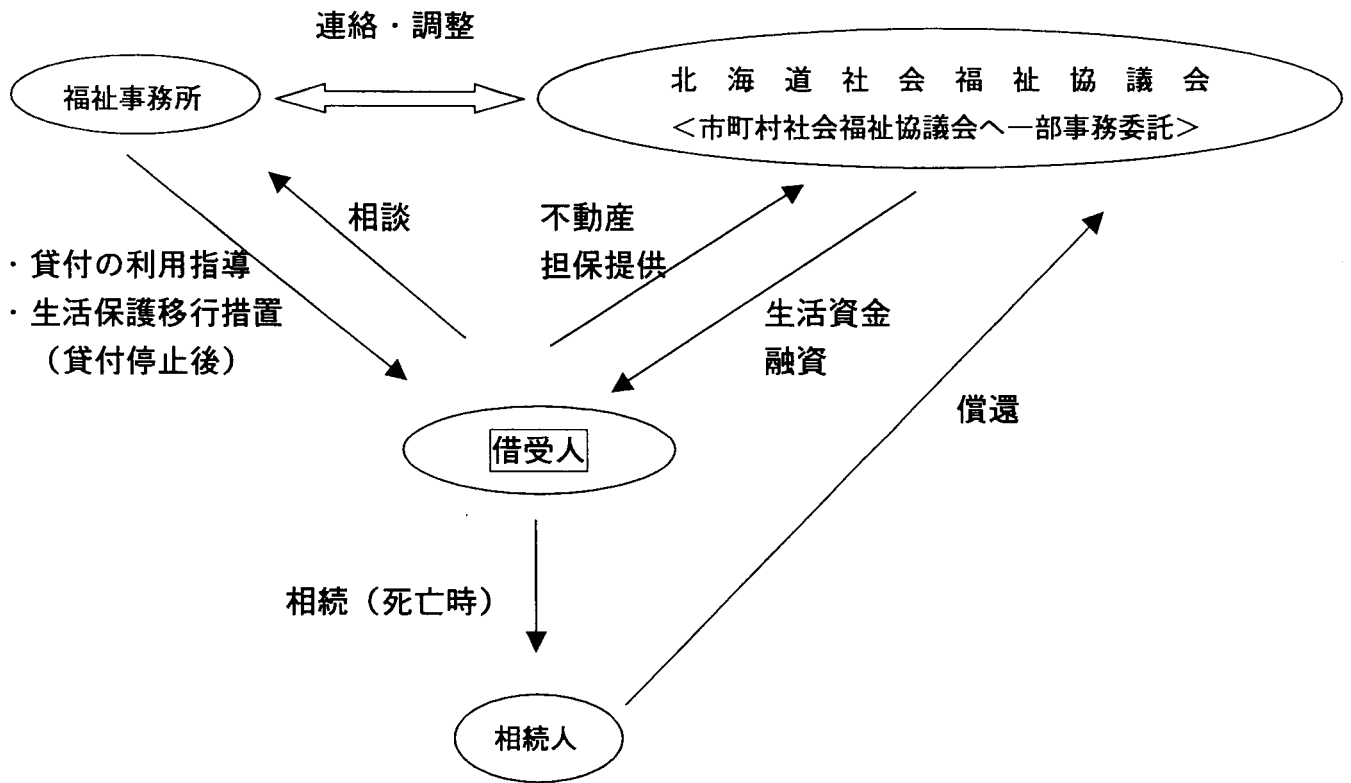
「要保護世帯向け長期生活支援資金」は、生活保護が必要であると福祉事務所が認めた高齢者の方で、一定の居住用不動産を持ち、将来もそこに住み続けることを希望される場合に、その不動産を担保にして生活資金をお貸しする制度です。

◆貸付対象 <次の要件の全てに該当する場合に貸付が受けられます>

- ①借入申込者の世帯が、この資金を利用しなければ、生活保護を受けなければならない世帯であると福祉事務所が認めた世帯であること。<現生活保護受給者も含まれます>
(福祉事務所が生活保護受給の要否及び貸付対象世帯該当性を判断し、該当する場合に福祉事務所が貸付の利用を指導します)
- ②借入申込者の居住している不動産が、借入申込者の単独所有、または同居の配偶者との共有であること。(共有の場合、配偶者は連帯借入申込者となります)
また、不動産の評価額が概ね500万円以上であること。
(土地の評価は北海道社会福祉協議会の委嘱する不動産鑑定士が行います)
- ③借入申込者の居住している不動産に利用権(賃借権等)及び担保権(抵当権等)が設定されていないこと。
- ④原則として、借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上であること。

◆貸付の仕組み<借受人と北海道社会福祉協議会の貸付契約>

- ◇不動産を担保として、北海道社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
☆担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- ◇融資は貸付金及び利子が貸付限度額(不動産評価額の7割 集合住宅の場合は5割)に達するまで、一定額を毎月受けられます。
- ◇貸付金及び利子が貸付限度額に達し、融資が停止した後は、生活保護に移行します。
- ◇借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金及び利子を償還します。
☆償還は、相続人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。



◆貸付内容

◇貸付月額：福祉事務所が定めた貸付基本額以内。

☆臨時に貸付金の増額が必要な場合は、福祉事務所に相談し、福祉事務所が発行する意見書を添えて申請することができます。

◇貸付限度額：建物及び土地評価額の7割（集合住宅の場合は5割）まで。

◇貸付金の利率：年3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方で、毎年4月1日に北海道社会福祉協議会会長が定めます。

◇貸付期間：貸付金及び利子の合計が貸付限度額に達するまで。

☆貸付金及び利子の合計が貸付限度額に達した場合は、生活資金の貸付は停止され、生活保護に移行することとなりますが、その後契約の終了まで担保不動産に居住し続けることができます。

◇契約の終了：借受人の死亡したとき等。

☆借受人が死亡したときに、同居していた配偶者が借受人死亡後も同不動産への居住を希望する時は、配偶者は貸付契約の承継を申し出ることができます。

◆お問合せ先

① _____ (福祉事務所) 電話 _____

② _____ 社会福祉協議会 電話 _____

③北海道社会福祉協議会 電話 011-241-3976